

2004年7月12日

フェアウッド・キャンペーン&JATAN 共同調査  
欧州の持続可能な木材調達戦略  
政府・業界・企業・NGOの取り組み(案)

中澤 健一 / 国際環境 NGO FoE Japan  
小浜 崇宏 / JATAN (熱帯林行動ネットワーク)  
満田 夏花 / (財)地球・人間環境フォーラム

目次	
1. 目的・調査者・日程	3
2. 結果概要	4
(1) EU-FLEGT 行動計画	4
自主的ライセンス・スキーム ( Voluntary Licensing Scheme )	4
法制化の動き	5
(2) イギリス政府戦略	6
全体像	6
政府木材調達方針	9
(3) 業界団体	10
TTF (Timber Trade Federation)	10
(4) 企業	12
Timbmet	12
B&Q	14
Marks & Spencer	16
KWANTUM	18
(5) NGO・NPO	19
eia(Environmental Investigation Agency)	19
FoE-UK	20
グリーンピース UK	21
TFT (Tropical Forest Trust)	21
FERN ( Forests and European Union Resource Network )	22
(6) BRIK (インドネシア林産業活性化協会) について	23
3. まとめ	24
4. 添付資料	25
EU-FLEGT 行動計画について	25
UK Government Timber Procurement Policy – Timber Procurement Advice Note ( 抜粋 )	27
A Proposal for a Common Auditing Framework (TTF)	30
Timbmet 社のサプライヤー・アセスメントのための質問状	32

略語表

AFP	Asian Forest Partnership	アジア森林パートナーシップ
BRIK	Revitalisation of Forest Industry Board	インドネシア林産業活性化協会
CIFOR	Center for International Forestry Research	国際森林林業研究センター
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約
CoC	Chain of Custody	生産・流通・加工工程の管理
CPET	Central Point of Expertise on Timber	《英》政府木材調達方針のための第三者専門家機関
DFID	Department for International Development	《英》国際開発省
DEFRA	Department for Environment, Food and Rural Affairs	《英》環境食糧農林省
eia	Environmental Investigation Agency	(環境 NGO)
FERN	Forests and European Union Resource Network	(環境 NGO)
FLEGT	Forest Law Enforcement, Governance and Trade	森林法の施行・ガバナンス・貿易
FoE	Friends of Earth	(環境 NGO)
FSC	Forest Stewardship Council	森林管理協議会
JATAN	Japan Tropical Forest Action Network	熱帯林行動ネットワーク
LEI	Lembaga Ekolabel Indonesia	インドネシアエコラベリング協会
MoU	memorandum of understanding	覚書
NTTC	National Timber Certification Council, Malaysia	《マレーシア》国家木材認証協議会 (後に MTCC と改名)
MTCC	Malaysian Timber Certification Council	マレーシア木材認証協議会
RIIA	Royal Institute of International Affairs	《英》王立国際問題研究所
TFT	Tropical Forest Trust	熱帯林トラスト (NPO 本部スイス)
TNC	The Nature Conservancy	(環境 NGO)
TTF	Timber Trade Federation	《英》木材貿易協会
USAID	U.S. Agency for International Development	《米》国際開発庁
VPA	Voluntary Partnership Agreement	自主的パートナーシップ協定
WCMC	World Conservation Monitoring Center	世界自然保護モニタリングセンター
WTO	World Trade Organization	世界貿易機構
WWF	Worldwide Fund for Nature	世界自然保護基金

1. 目的・調査者・日程

(1) 目的

日本における違法木材対策・持続可能な木材調達検討の一環として、この問題において先進的な取り組みを進めている EU で情報収集を行った。特に、EU-FLEGT（森林法の施行、ガバナンス、貿易）行動計画、イギリス政府木材調達方針、ヨーロッパ産業界における違法木材対策戦略、各企業の木材購入に関する取り組み、NGO の活動状況などにつき、聴き取り調査を行った。

(2) 調査者

中澤 健一 / FoE Japan  
 小浜 崇宏 / JATAN (熱帯林行動ネットワーク)  
 満田 夏花 / (財)地球・人間環境フォーラム

(3) 日程 / 面談先

2004年6月6日～6月20日

日程	訪問先
<b>イギリス</b>	
7日(月)	eia ( Environmental Investigation Agency, NGO ) FoE UK ( Friends of Earth UK, NGO )
8日(火)	RIIA ( Royal Institute of International Affairs ) にて合同ミーティング出席 ( 政府関係者、NGO 関係者、産業関係者 ) DEFRA、DFID グリーンピース UK
9日(水)	Timbmet 社 ( 木材貿易業者 )
10日(木)	Tilbury 港、Finnforest ( 木材貿易業者 )、TTF ( 木材貿易連合 )
11日(金)	B&Q ( 大手 DIY ) Marks&Spencer ( 百貨店 )
<b>スイス ( 以下は中澤、小浜のみ )</b>	
14日(月)	TFT ( Tropical Forest Trust、NPO )
<b>オランダ</b>	
15日(火)	Kwantum ( 大手家具販売 )
16日(水)	FERN ( Forests and European Union Resource Network、NGO )
<b>イギリス ( 以下、中澤のみ )</b>	
17日(木)	Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation
18日(金)	Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation

## 2. 結果概要

以下、結果概要を記す。( [ ]内は聴き取り先)

### (1) EU-FLEGT 行動計画

EU では、2003 年 5 月、「森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する EU 行動計画」(EU-FLEGT 行動計画)を公表し、2004 年 2 月には EU 議会において採択された。この行動計画には、生産国における合法性証明システムの開発支援、ガバナンスの改善やキャパシティビルディングとともに、これを補完する形で違法材への需要を削減するための消費国側 (EU 内)での対策も盛り込まれている。生産国で輸出が許可された木材しか EU 内に流通させないという自主的なライセンスの枠組み、EU 市場への違法木材製品の輸入を制限するための法制化を検討することが盛り込まれている。さらに、政府調達においての指針や、業界に対する自主的行動規範の導入促進、金融機関が違法伐採活動を助長するような投融資を行わないための手段なども記載されている。(p.25 参照)

本調査においては、特に自主的ライセンス・スキーム及び法制化の動きについて、聴き取りを行った。

### 自主的ライセンス・スキーム (Voluntary Licensing Scheme)

EU と産出国が自主ベースの二国間協定 (Voluntary Partnership Agreement; VPA) を結び、原産国側において、EU 向けの木材が合法的なものとなるようなシステムを構築してもらい、当該産出国から輸出する木材が合法であることを担保するライセンス・システムを構築するもの。VPA を結んだ国のみをカバーする。一方、EU はこれらの国に対して技術的・財政的支援を行う。

産出国にとっては、主として以下のような利点があると考えられる。

- ・ 合法証明木材への需要が増大し、証明されていない木材が排除される傾向にある EU 市場へのアクセスが向上する。
- ・ ライセンシング・スキームを運営するコスト以上の税収の増加が見込める。
- ・ EU からの開発支援の優先順位が高まる。

合意にサインしなかった国も、なんらかの物理的な貿易障壁を受けるものではないが、市場が合法性証明木材を志向した結果、マーケット・シェアを失うということはあるとされている。現在、西アフリカ/コンゴ川流域諸国、マレーシア、インドネシアと協議しているが、否定的な反応はこれまでないとのこと。

DEFRA によれば、EU が自主的ライセンス・スキームに必要であるとしていることは、合法性の定義、追跡システム、証明システム、及びこれらのプロセスが透明であることである。さらに、EU は市民社会がこれらのプロセスに関与することは不可欠であるとしている。また、原産国のシステムについては、構築の過程で市民社会の関与があること、産業界から独立したシステムであること、透明であり、外部の人間にとってブラック・ボックスがないことが必要であるとしている。[DEFRA, DFID]

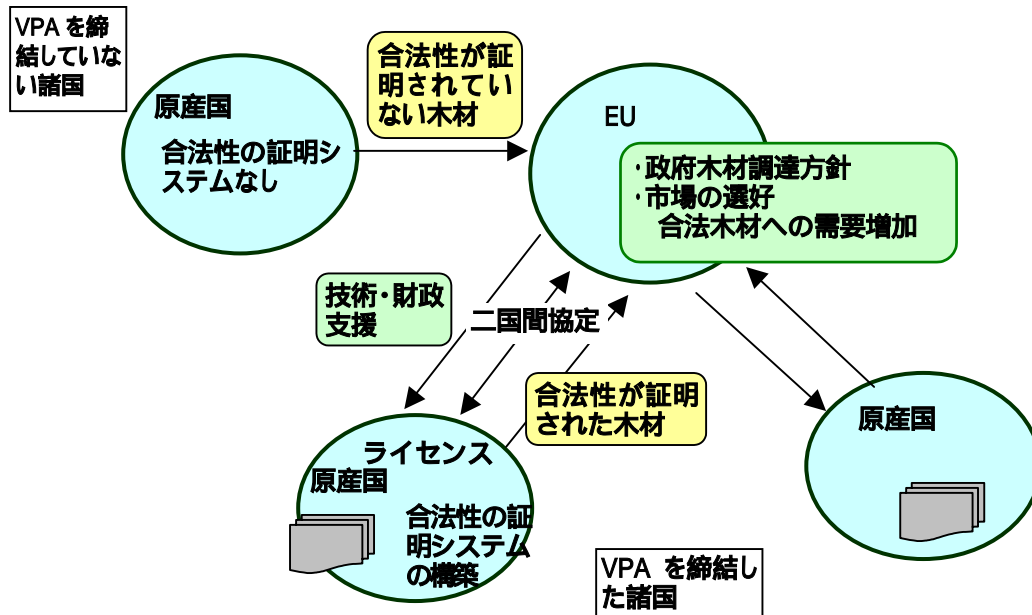


図 二国間パートナーシップ協定 (VPA) の仕組み

### 法制化の動き

違法に伐採・取引された木材・木材製品を、EU 内で輸入、取引することも違法であるとする法律の策定を指す。EU-FLEGT 行動計画の中に、法制化を検討することが盛り込まれている。

6 月末までに、欧州委員会が起草し、欧州連合理事会に諮られると予測している。そして、この夏の半ばから数ヶ月議論されることになる。[DEFRA]

### WTO との整合性について

欧州委員会は、FLEGT Briefing Note No.8 の中で、次のように分析している。

ライセンシング・スキームは、FLEGT パートナー諸国から EU への木材輸入に関するのみ適用される。協定は、EU 及び FLEGT パートナー諸国の間で、自主的に、二国間で合意されるものである。このような協定を、自ら締結した国が、WTO 提訴を行うとは考えられない。また、第 3 国にとって、FLEGT の合意に基づく EU の措置に関して異議を申し立てるインセンティブがあるとは思われない。

FLEGT 行動計画において、木材生産の合法性については、輸出国の適用可能な法的ルールに基づき定義され、システムの詳細は二国間の合意により、構築される。すなわち、FLEGT パートナー諸国からのライセンスなしの木材は、違法木材の密輸ということになる。WTO ルールの中には、このような違法行為に取り組むための二国間合意を阻むいかなる規定もない。

結論：FLEGT 行動計画の中で提案している貿易措置は、WTO との整合性に関して何も問題はない。

また、欧州議会貿易委員会は、2004 年 2 月付けの欧州委員会宛てのレターの中で次のように記述している。

「自主的ライセンス・スキーム及び違法木材の輸入・販売の禁止に関する法制化について、WTO と両立するかという点に関し、懸念が表明されてきたが、本委員会においては、この懸念は正当化されないと判断した。

FLEGT 行動計画のもとで考案された二国間合意は「自主的な」性格のものであるため、ライセンス・スキームが WTO の論争となる可能性は極めて低い。たとえ GATT への抵触が見出されたとしても、XX 条(d)、XX(g)のもとで GATT に適合するとみなされるであろう。また、違法木材の禁止に関する法制化について言えば、アメリカの Lacey 法（生産国において違法に生産された商品の輸入、取引を禁止する法律）の先例により、WTO との整合性は保たれるであろう。この法制化は、単に原産国において違法に生産された材の販売または輸入を禁止するものにすぎないわけであるから。」

## (2) イギリス政府戦略

### 全体像

イギリス政府の戦略を一言でいえば、買い手としての影響力を残しつつ、産出国への森林管理能力向上支援と、EU 内の『合法であると証明された木材』の市場形成を同時に行っていることであろう。

イギリスは、バーミンガム・サミット開催以来、積極的な違法伐採対策を実施し、EU を牽引してきている。2002 年 4 月には、インドネシア=イギリス間で違法伐採に関する覚書が締結され、同様の二国間協定（インドネシア=中国、インドネシア=ノルウェー、インドネシア=日本間）の先鞭をきった。イギリス政府は、国際開発省（DFID）、環境食糧農業省（DEFRA）が核となり、政府木材調達方針の策定・実施、政府・NGO・産業界による円卓会議の定期的な開催、情報の発信、産出国支援などを実施している。さらに地域内においては EU-FLEGT 行動計画をサポートしている。イギリス政府の戦略の全体像を DFID の Hue Speechly 氏のプレゼンテーション内容をもとに以下にまとめた。

イギリス政府は、違法伐採が原産国における森林の持続可能な経営を阻害し、大きな悪影響を与えているという認識のもとで以下のアプローチで問題の解決を図ってきている。

- i) 違法伐採に関する問題の理解の促進。
- ii) コミュニケーションとコンセンサスづくり。例えば、定期的に政府・業界・NGO による会合を開催し、また個別のテーマについて小さい会合を開催している。
- iii) 総合的な政策。省庁間での政策の整合性、国際的な政策の整合性。
- iv) ツールやシステムの開発。モニタリング、トラッキング、情報共有など。
- v) 二国間 MoU。インドネシア=UK 間の MoU の締結。
- vi) 地域内プロセスをサポート FLEG、AFP。

これらのアプローチに基づき、以下を実施している。

- ・ 原産国側：  
政策の改革、ガバナンスや法執行の実効性担保を支援。また、ガーナ及びブラジルにおける生産者グループを支援。インドネシアにおける取り組み（合法性の定義、TTF）
- ・ 消費国側：  
EU-FLEGT 行動計画の支援。政府木材調達方針を策定により、「合法」な木材の市場を促進。産業界との連携。
- ・ 国際的な研究：  
CIFOR の違法伐採と貧困に関する研究、中国の貿易、林業に対するファイナンスに関する研究。
- ・ 情報の促進：  
違法伐採に関する情報を提供するウェブサイト [www.illegal-logging.info](http://www.illegal-logging.info)<sup>1</sup>。パブリック・コンサルテーションを頻繁に開催。

インドネシア=イギリス間の MoU は、両国の間で、違法伐採及び違法伐採材・木材製品の貿易を削減し、最終的には根絶することをめざすものである。

インドネシア=イギリス MoU が結ばれたのは、インドネシアによる問題の認識：違法伐採問題が、経済的にも巨大な損失であり、社会・環境に深刻なダメージを与えるという認識がインドネシアで醸成されたこと、パリの FLEG 東アジア閣僚会合において生まれた政治的な意思、両国間の大員によるコミットメント、イギリス国内におけるコンセンサスの形成、NGO によるプレッシャー といった要因があった。現在の主たる進捗・成果としては、以下が挙げられる。

- ・ 詳細な行動計画が策定されたこと：実施のためのサブ・プログラムが準備された。
- ・ 合法性の実用的な定義の策定（下記囲み参照）
- ・ 合法性の証明、追跡システムの開発
- ・ モニタリングに市民社会を巻き込んだこと
- ・ 中国、日本、韓国、ノルウェーで同様の二国間の合意が締結されたこと
- ・ 木材業界が行動をしはじめたこと

[DFID]

#### インドネシアにおける「合法性の基準」の構築

インドネシア - イギリスの MoU に基づき、DFID はインドネシアにおける木材の合法性の定義についての検討を支援している。2004 年 5 月、インドネシア森林省は、TNC と共同で作成した「A legality Standard for Timber Products from Indonesia」のドラフトを発表した。本ドラフトは、900 にも及ぶインドネシアの国内法、規制、命令を特定し、バイヤーにとって合法・非合法の境界を理解可能なものとするを旨とするものであり、7 つの幅広い原則、そのそれぞれを説明する基準及び指標からなる。また、監査人（Auditor）に対してそれぞれの指標への遵守を証明するためのガイダンス・ノートも別途作成されている。

<sup>1</sup> DFID の資金により RIIA が運営。

このドラフトの作成にあたっては、Berau District (東カリマンタン)、Pelalawan District (リアウ) において 2003 年 4 月及び 6 月にステークホルダー協議を行い、さらに Samarinda、Pekan Baru における州レベルのワークショップ、ジャカルタにおける国レベルのワークショップを実施した。(財政支援は DFID のほか、USAID 及びホーム・デポ社)。特定された 7 原則は以下の通り。

原則 1：土地の所有 / 使用权：

森林管理ユニットに対する法的な位置付け及び所有権が明確に定義されており、その境界が適切に公示されていること。施業会社はこの境界内における木材伐採について書類ベースの法的な権利を有し、この境界内においてのみ木材伐採を行うこと。

原則 2：環境社会影響評価

施業会社は、森林管理ユニットをカバーする所定の環境影響評価 (AMDAL) を実施しており、AMDAL の中で表明されている法的、物理的、社会的、環境的な配慮、モニタリング及び報告に関する要求事項を遵守することを表明できること。

原則 3：地域社会との関係 / 労働者の権利

施業会社は、森林管理ユニットにおける施業により影響を受けるコミュニティの福利、ローカル・コミュニティへのサービス、雇用された労働者の福利及び安全を確保するためのすべての法的責任を遵守すること。

原則 4：木材伐採に関する法規制

施業会社は、関連する政府の法規制を遵守して、森林管理ユニットにおける計画、伐採、その他の活動を実施すること。

原則 5：税金

施業会社は、森林管理ユニットの使用及び木材の伐採に関して、所定の料金、ロイヤリティー、税金その他の課徴金を支払うこと。

原則 6：木材の特定、移動、送出

施業会社は、森林管理ユニットからのすべての木材が、法令に基づき、適切に特定され、正確な関連書類を有し、運搬されることを確保すること。

原則 7：木材の加工と輸出

木材加工施設及び輸出会社は、適用可能な法令に準じた正当な手続きを経たライセンスを有し、施業を行うこと。

DFID によれば、次のステップとしてこれらの基準を実際の会社の施業に適用する「フィールド・テスト」がまもなく始まる。これは東カリマンタンの 2 つの会社を選び、合法の定義に基づき、現実に木材のトラッキングをしていくためには、どのような実際的なアプローチがあるかということを実証するもの。DFID は、このスタディの第 1 ステージは、今年中には終えたいとしている。

なお、以下のウェブサイトで、「A Legality Standard for Timber Products from Indonesia」の原則、基準・指標、監査人へのガイダンス・ノートを参照できる。

<http://www.illegal-logging.info/papers/Z%20Introduction%20and%20Principles.htm>



## 政府木材調達方針

「政府調達方針の策定は大きなインパクトをもたらしました。我々の顧客は今までこんな話をきいたこともなかったような中小企業です。『合法性が確認されている木材はないのか』という問い合わせが殺到しました。」 [By Mr. Chris Cox, Environmental Department, Timbmet]

イギリス政府木材調達方針は、すべての公共事業の木材調達にあたり、請負業者が木材が最低限、合法であることを証明しなければならないことを義務付けたもの。さらに持続可能な森林からのものであると認証された木材の使用を推奨している。

政府調達方針は2000年7月に環境大臣による声明の形で発表された。声明は、すべての中央省庁に対して、「持続可能で法的な木材及び木材製品を購入する」ことを求めたものであり、FSC認証材を「合法であり持続可能な」木材・木材製品の例として挙げている。

さらに、2004年1月には、DEFRAは、「木材調達に関するアドバイス・ノート」を公表し、この中で請負企業は政府に供給するすべての木材及び木材製品が合法に伐採・取引されたものであることを担保すること、これに合致しないいかなる入札は排除されること、請負企業は合法性に関する証拠を得なければならないこととし、さらに入札書類作成、入札招待、入札評価、契約、契約管理の各段階において、どのように本方針を反映させていくべきか記している。また、政府各部署、サプライヤーに対して、情報提供・アドバイスを行う専門家グループであるCPET (Central Point of Expertise on Timber) が設置された。担当するコンサルタント会社2社も決定し、もうすぐ公表される。CPETは、使用可能な合法性の定義の策定も行う。

DEFRAによれば、この方針の策定により、合法で持続可能であると認証された木材の調達は50%にまで高まり、49%の木材に対しては、他の何らかのエビデンスが示された。

合法性の確認のためには、以下の書類を求めることとしている。

- ・ FSCなどの認証材であればそれを証明する書類
- ・ 木材伐採権・販売権
- ・ 伐採地からの流通のトレースを示す書類
- ・ 輸出許可証

など。書類が不十分であれば、第三者による検査が行われることもある。

アドバイス・ノートに添付されている「契約一般条件 (General Conditions of Contract)」及び「入札招待状のモデル (Model Invitation Letter to Tender)」を p.27 に添付する。

本調達方針は、紙にも適用される。紙は別の政府指針により再生原料を使用することとされているが、バージンパルプを用いる場合は本調達方針の適用を受ける。

政府調達方針は以下のような影響を与えていると考えられる。

- i) 認証された、または合法性が確認された木材への需要が増加したこと（政府の木材調達はイギリス全体の木材の需要の2割を占める）
- ii) 政府調達に関与する請負企業、下請企業にとって、違法の可能性のある木材調達を行うことがリスクとなった（違法な木材調達を行ったことが明らかに

なった場合、契約の取り消しや補償その後の入札参加が行えなくなることもありうるなどの実質的なペナルティというリスク)。このため、リスク回避のための戦略構築に迫られることとなった。

- iii) イギリス木材輸入業界全体で、違法伐採問題をなんとかしようという気運を後押しすることとなった。特に木材サプライ・チェーン管理を行うための取り組みが始まった。

なお、同様の木材調達方針が、デンマーク、フランス、においても開始されている。ドイツも 1998 年に木材調達方針を策定し、熱帯材の購入の際には信頼すべき認証が必要であるとしていたが、実効性に問題があったため、現在、非熱帯もカバーする、より幅の広い方針を策定中で、その判断基準は FSC をベンチマークにする方向である。

[DEFRA、TTF、Timbmet]

### (3) 業界団体

#### TTF (Timber Trade Federation)

イギリスにおいては、もともと企業がその社会的責任を果たす一環として、認証木材等のきちんとした木材を購入する動きが盛んであるが、イギリス政府方針は、今までこの問題について特段意識していなかった中小の建設業者も含め、業界全体に危機感を与えることとなった。

業界全体の取り組みの音頭をとったのが、木材貿易連合 (TTF) である。TTF は、「行動規範」を策定し、会員企業が合法かつよく管理された森林からの木材や木材製品を調達することに責任を持つことを明確に打ち出した。さらに、木材調達方針 (Environmental Timber Purchasing Policy) を策定し、会員企業が、いかにサプライ・チェーンを管理していくかの具体的な指針を与えている。また、最近では、インドネシアにおける木材加工工場の実態調査を通じ、合法性証明システム開発を目指した「Scoping Study」を実施、これをもとに、合法性証明木材を購入していくためのパイプラインの共通のプロセス「Common Auditing Framework」の構築を提唱している。以下、その概略を記述する。

#### 「行動規範」と「木材調達方針」

「行動規範」においては、TTF 会員企業は「木材及び木材製品を合法的で管理の行き届いた森林から調達することを約束する」としており、本規範の不遵守については異議申し立て手続きに則り、罰金の徴収、会員権の一時的な撤回、連盟からの追放につながることもある。本規範は原則的なものであり、TTF の全会員企業 (370 社) が遵守義務を有する。

一方、2001 年に策定された「木材調達方針」は、行動規範の精神に則り、それをより具体化させたものであり、サインした会社のみが遵守義務を負う (TTF が実施する環境保全プログラムの “Forest forever” 参加企業を中心として、現在 70 社)。サインした企業は、環境管理の実施、合法性の確保、貴重種の不買などの具体的なコミットメントを行い、以下の手順でコミットメントを達成することとなる。

#### ターゲットの設定

- サプライヤー・データベース等の情報整備
- 従業員教育の実施
- サプライヤーに、森林管理・原材料調達についての質問状を发出
- 返答を評価。サプライヤーのランク付け。不十分な回答についてのフォローアップ
- 顧客に対し、方針を伝達。
- サプライヤーのモニタリング実施
- ～ のレビュー

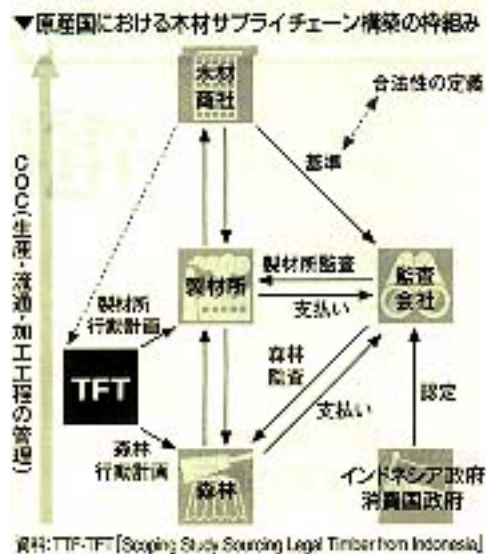
サインした企業は、本方針へのコミットメントの達成状況につき報告義務を負う。また、サプライヤー評価システムの例、サプライヤー質問状のサンプルなどを添付している。

現在、TTFは、本ガイドラインを更に見直し、リスク・アセスメント手法、段階的な改善アプローチなどを盛り込んだより詳細な「Responsible Purchasing Policy」(alpha version 1)を公表し、2004年9月から実施に移す予定。本方針は下記のウェブサイトから入手できる。<http://www.ttf.co.uk/forests/responsible/>

#### 「Scoping Study」から Common Auditing Framework (CAF) の構築へ

2003年6月、TTFの会員企業は、ますます厳しさを増す違法木材の問題に対処するため議論を行い、インドネシアにおける合法証明システム開発のための「Scoping Study」を実施することを含めた行動計画を決定した。「Scoping Study」は、13の合板工場と3の二次加工工場の実態調査及び評価、CAFの実施可能性の検討をカバーするもので、2003年8月から2004年1月にかけて、TFTにより実施された。

として、16の各工場について、割当量のコンプライアンス、丸太の出所の合法性・倫理性、COCシステムなどを採点したところ、最高でも63点、最低で5点であった。すなわち、この16社中16社とも、完全に合法的な木材を取り扱っているとはいえない状況であった。各製材会社はTFTのサポートを受け、Mill Action Plan(製材会社ごとの行動計画)を策定。これに基づき、改善を行う。Common Auditing Frameworkは、熱帯材のバイヤーが、段階的アプローチにより合法性の基準に向かって改善していると第三者機関によって証明された熱帯材を購入するための、信頼できる統一された共通の枠組みである。TTFはこの枠組みを包括的であり堅固なものとするために、幅広い層のステークホルダー、原産国、及び他の消費国との議論を行っていきたいとしている。Scoping Studyにより提案されたCAFの証明システムは右図の通り。



#### (4) 企業

本調査においては、B&Q (DIY 小売)、Marks & Spencer (百貨店)、Timbmet (建材向け木材貿易)、Finnforest (DIY 向け加工木材貿易)、Kwantum 社 (家具小売) を訪問した。これらの企業は、いずれも合法・持続可能であるということが認証または証明された木材のみを取り扱うことを自社の木材調達方針などで掲げており、信用できる認証木材の購入、サプライヤーへの質問状、現地への出張、専門 NGO への委託などを通して合法性確認を行っている。訪問にあたっては、合法性確認の手法、木材調達方針を掲げている理由、コスト及びメリットなどについて取材した。

#### Timbmet

「我々は NGO からのバッシングという逆風を、順風に変えることに成功しました。我が社が築いたリスク・マネジメントの手法は、多くの顧客企業にとっても活用可能であると自信を持ってアドバイスしています。我々が自社の購入方針の策定・実施に費やしたコストは、マーケティングコストだと考えています。」 [Dr. Mike Packer, Group Environmental Manager, Timbmet]

Timbmet 社は、政府調達方針の影響により、ビジネス・チャンスを拡大している木材輸入業者の好例である。同社の木材購入方針、実施手法、政府木材調達方針の影響等につき、聴き取りを行った。

同社は、北米、ヨーロッパ、アフリカ、東南アジアから木材輸入しており、南米からは 5%程度と少ない。サプライヤーは 600 以上。約 10 万 m<sup>3</sup>、イギリスの広葉樹材市場の 10%、また、市場の認証木材の 30%を取り扱っている。

従業員数は 500 人程度。環境対策の部署 (Environmental Department) には 4 人のスタッフがいる。顧客は建具メーカー (窓、ドア)、小規模の家具メーカーや下請けの建築会社、小売り。

#### サプライヤーの評価

Timbmet 社は 90 年代半ば、マホガニーの輸入に関して、FoE からの強いキャンペーンにさらされ、その後、96 年にリスク管理の一環として環境ポリシーを策定した。

同社が採用したのは、質問状を用いて、サプライヤーをグレードづけるという手法。現在は、国 (違法伐採の割合、紛争、森林減少) と樹種 (IUCN レッドリストの分類、CITES 付属書 I、II の基準を基にした WCMC の樹種分析) をあわせて行い、高、中、低などと分類するというリスク・アセスメントを実施している。リスクのない FSC 認証材や、合法性が確認され FSC 取得に向けて行動計画が実施されている林地からのものについてはそれ以上の調査は行わないが、カメルーンのサピリ材など、リスクの高いものについては、訪問して森林管理の状態を調査したり、質問票を送ったり、コンサルタントに依頼し、環境への取組み方針の内容、実施状況、管理計画、伐採地やその環境などについて評価する。サプライヤーごとだけでなく、出荷 (時期) ごとに評価する取組みを始めている。

さらに、すでに認証取得しているもの、認証に向けて改善しているもの、合法性が確認されているものを選ぶようにしている。取り扱っている認証材の割合は、2年前は0.1%だったが、現在は8~9%になった。

また、リスクの高い購入の割合を少しずつ削減していく計画を策定している（取締役会において決定）。

#### 取り組みを進める要因

Timbmet社の顧客にとって、もっとも大きな圧力は政府の戦略である。顧客は公共事業の孫請けなどを行っている小さい会社が多い。このため、政府の、「木材が違法なものではないという証明が必要」という公共工事にかかる木材調達方針は大きなインパクトをもたらした。また投資家からの圧力も強い。建材小売の大手Travis Perkins社も、投資家から合法で持続可能な原料だけを用いるよう圧力を受けている。投資家は、NGOの活動に関しては非常に敏感であり、社会的な批判にさらされるリスクがないことを会社に強く求めている。

#### 顧客への取組み支援

Timbmet社の顧客にとっては、持続可能な木材や様々な森林認証、認証に向けて改善している木材、政府の戦略などは縁遠い話だが、同社はそれに関する情報を得ている。大規模な顧客は投資家からの圧力を受けており、明確な要求をしてくるので、我々は顧客の環境戦略を進める手助けをし、供給者に対してもそのような需要があると伝えている。このようなコストは、広告やマーケティングにかかるコストと同じような投資と考えており、この投資はうまくいっている。これによって顧客を維持できるだけでなく、新しい顧客を得ることができている。環境戦略の導入により、Travis Perkins社との取引額は1年間で2倍になった。顧客が株主などからの圧力で、木材の調達について高い要求をするようになっており、Timbmet社は他社に比べて信頼のできる原料を供給できるので、取引を得ることができる。

[Timbmet]

Timbmetが使用しているサプライヤー向け質問状を p.33 に添付した。



## B&Q

「我々は、CSR 担当スタッフ7人をかかえ、しばしば出張に行き、現場を見るようにしている。また、仕入先や、NGO と議論を重ねている。しかし、これはコストではなく、明らかに投資だ。これにより違法材を使用するというリスクを回避し、自社のブランドを守り、責任ある企業であるという評判を得て、それを誇りに思っている。さらに、これから、原料の持続可能性に関する政府・消費者からの要求がどんどん厳しくなっていく中、先行した分、優位に立つことができた。」 [Hilary Thompson, Social Responsibility Manager – Commercial, B&Q]

B&Q は、イギリス最大、世界第3位のDIY会社であり、Kingfisher社の子会社。イギリスに330店舗をもち、従業員数は36,000人。環境、多様性、倫理、コミュニティという幅広い分野について、方針を掲げ取り組んでいる。木材購入の現状、方針策定のきっかけ、動機などについて、同社CSR部のBaker氏、Thompson氏にきいた。

現在、300万m<sup>3</sup>/年の木材を取り扱っており、そのうち80%はFSC、その他の認証は15%、残り5%は認証取得に向け、行動計画を策定中のものである。のほとんどはFFSC認証(フィンランド)のもの、のほとんどは、TFTを通して供給されたものであるが、SGSによる認証サポートプログラムも、マレーシアやガイアナで実施している。

### 木材購入方針導入のきっかけ

もともとの木材購入方針は1991年に策定した。1990年にFoE-UKが熱帯木材の購入に反対するキャンペーンをはっていたとき、あるジャーナリストから「B&Qの商品のどのくらいが熱帯雨林からきているのか」という質問があったのだが、答えられなかったことがきっかけとなったのだ。

91年9月、B&Qは購入するすべての木材・紙製品について、段階的に出所の明らかなもの、よく管理された森林からのものを使うという方針を打ち出した。そして、包括性、独立性、透明性の観点から最も信頼性の高いFSCの認証制度を確立させるため、WWF+95のバイヤーズ・グループの設立メンバーの一員となった。現在の木材調達方針については、囲み参照。

### 木材調達方針の改定

その後、何度かの改定を経て、木材購入方針は現在のものにまとまった。現在、フィンランド認証材の見直しを実施中である。今まで、Finnish Forestry Certification Scheme(FFCS)も認めていたのだが、フィンランドにはロシアで違法伐採された木材が違法に輸出されていることが、いくつかのケース・スタディで明らかになったため、昨年12月から除外することとした。現在改定中の新方針においては、100%FSC材を目指すものとなる。

### 実施方法

実際の取引に際しては、サプライヤーに質問状に答えてもらう「Quest」方式を実施している。「Quest」は、品質、倫理、安全、環境を含んだもので、これを通じて10の原

則に照らしてサプライヤーの環境社会面におけるパフォーマンスを判断している。新規の取引にあたっては、数時間にわたるインタビューを行うこともある。また、現場主義をとっており、しばしば現地を訪れ、NGOの意見に耳を傾けて、実際現地でのような方法で伐採が行われているかを確認する。また、TFTの会員となり、彼らと共同でインドネシアの林業の改善を支援している。

#### 要因

木材調達方針の実施する要因としては、高い顧客の意識、株主からの要求、社員がB&Qで働くことに誇りをもてること。木材調達方針の実施にかかる費用は「投資」であると考えている（取組みによる評判の向上、リスクの回避、取引の継続ができるから）[B&Q]

#### B&Qの木材購入方針要旨（2000年8月版）

すべてのバージン原料は、出所となる森林がわかっており、サプライヤーが、当該森林が適切に管理され、それに関して独立した認証が行われているということに関する十分な保証を与えるものでなければならない。

B&Qは、基本的にはFSC認証またはFSC相互認証のものを推奨するが、以下のものは現在のところ例外である。

- ・ 我々がFSCと相互認証を達成できると判断した他のスキームにより認証されたもの。LEIがこれに該当する。またNTTCスキームと議論中。
- ・ FSCと相互認証が必要と判断されるが、それでも他の林業水準に関して一定の保証を提供する、他のスキームにより認証されたもの。現在のところ、Finnish Forestry Certification Schemeをこれに含めているが、大いに改善する必要があると考えている。
- ・ B&Qで試行的に販売を進めているきわめて限定された数量の商品については、認証が取得できる見込みがあり、6ヶ月以内に認証を獲得できるというサプライヤーのコミットメントがあるものを認めている。
- ・ 82.5%以上の確認可能な市場回収リサイクル原料を用いた商品。

その他、認証取得へ向けて取り組んでいる木材については、極めて限定的な範囲で、購入を検討することもある。この場合は、継続的な改善と最終的には認証を行うという行動計画で、独立的に証明されたものが必要となる。これらの木材の出所は、SGSまたはTFTのメンバーにより立案された認証サポート・プログラムのもとに登録されたものでなければならない。

月ごとのランダムな監査が実施され、本方針に適合しない場合、ビジネスは継続されない。

認証スキームの「持続可能性」を評価するクライテリアとしては、FSCによる認定へ一定期間内に移行するであろうと判断できる行動計画の存在、原生林、危機に瀕している森林からの伐採の禁止、森林に関する認証のみならず、最終生産物に至るまでのCoC認証も含むものであることなど。



## Marks & Spencer

「我々は木材では、完全に出遅れました。昨年秋、グリーンピースが来て、我々が販売している家具の木材が持続可能な森林から来ていることを担保するための行動をとることを強く求めました。さもなければ、キャンペーンの対象にするぞと。我々はさっそくインドネシアに飛び、TTF や WWF などのいくつかの NGO と会いました。中でも TTF (Tropical Forest Trust) の戦略は、合法であると証明された木材を求めるという我々のニーズと合致したため、さっそく TTF のメンバー企業となることにしました。近いうちに、持続可能な木材調達に向けた何らかの声明を公表できると思います。」  
[Mike Barry, CSR, Marks & Spencer]

Marks & Spencer (以下 M&S) は、衣料品、食品、家庭用品、金融商品などを扱う小売店であり、375 店舗を有する。すでに食料品分野、衣料分野においてしっかりとしたサプライ・チェーンを築き上げた経験があり、社会的な評価も高い。同社の今後の木材調達方針策定の方向性、TTF との関係、同社を動かす「圧力」について、Barry 氏に聞いた。

### 木材調達方針の段階的な構築

M&S 社が扱う木として最も大きいのは 26,500 トンの板紙であり、家具は 500 トンに過ぎない。衣料にも 400 トン程度の木の繊維を使っている。金融サービスでは、銀行取引明細書だけで、毎月 1 億 3000 万枚もの紙を使っている。同社は、グリーンピースの標的にされた家具のみならず、これらの木材製品のサプライ・チェーン・マネジメントを構築するとしている。

まずは、サプライヤーへの質問を通じて、家具、オフィス用品、板紙、包装などの材料ごとの量及び出所、すなわち「サプライ・チェーンに関するマップ」を作成することから開始する。そのために、以前 WWF+95 で働いていた専門性のあるコンサルタントを雇用する予定。

次に段階的な目標を定める。「2006 年までに、すべての木材を合法だと確認できたものとする。2008 年までに、数字はまだ決めていないが、例えば 5 割の木材を FSC 認証のものとする」等。

### TTF との関係

TTF と同社の関係は、以下の通り 2 通りの関係がある。

契約に基づく関係。M&S は TTF と契約を結び、TTF は同社に彼らの専門知識をコンサルタント・サービスとして提供。その見返りとして、同社は対価を支払う。業務内容は、インドネシアにおけるサプライ・チェーンの構築である。

M&S は TTF のメンバー企業となっている。これにより、同社は自社の木材サプライ・チェーンの向上にコミットするということである。また、TTF の質を担保していることにもなる。

すなわち、仮に TTF が M&S に対しいい加減な供給元をよしとしまえば、今度は B&Q がダメージを受ける。なぜなら、彼らは TTF の (TTF が認める供給元はきちんとしたところだという) ブランドから利益を得ているからである。



### サプライ・チェーン・マネジメントを行う要因～NGOからの圧力

イギリスの小売業界が、サプライ・チェーンに気をつかう理由の第1はNGOの影響である。小売業界は「持続可能性」という点でも競争を強いられており、その動機の95%は、法律面からの要求ではなく、市場からの要求であるという。この市場からの要求を利用する戦略を用いているという意味でグリーンピース及びFoEは成功している。よって、CSR（企業の社会的責任）担当者は、常にNGOとコミュニケーションをとっている。M&S社の場合、グリーンピースが化学物質に強いいため、よりグリーンピースと協議する時間が多い。

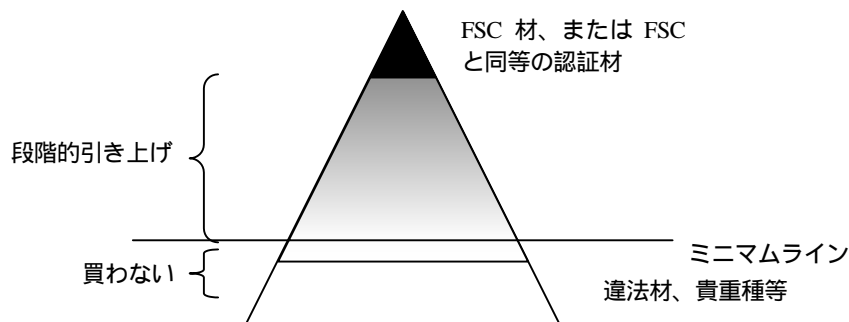
企業がNGOを所有しているわけではないので、それだけ、その独立した意見は貴重とされる。もし、グリーンピースは「M&Sはファンタスティックだ」と評価されれば、その宣伝効果は大きい。

同社の場合、株主は直接的なドリブン・フォースとはなっていない。株主は、M&Sの評判に気を使い、スキャンダルを避けるように圧力はかける。それはすべて、当社の売りが落ち、株価に影響しないようにするためである。同社として一番大きい圧力はNGO、次にNGOに影響を受けた顧客、そして市場での競争、イギリス政府、ヨーロッパ議会、最後に株主と続く。

### 小売価格上昇の緩和

認証材や合法であると証明された木材の導入による価格上昇の緩和については、3年後に30%、5年後に50%、10年後に80%というように、段階的に導入していくことで、それにつれて現実的な調整がついてくると考えているとのこと。さらに、より多くの人を買うことにより、FSC材の価格が抑えられると考えている。

FSCのように高い基準のものは、全体の一部とし、そして、絶対に購入してはいけない樹種等のミニмумラインの特定を行う(下図)。その他大部分はその中間に位置する。これを段階的な改善していき、高い基準のものに近づけていくという方針。



なお、同社は、魚類についても同様の取り組みをしている。20種を取り扱い禁止とし、認証された魚の購入につとめている。また東南アジアで、漁業者とNGOとの持続可能な漁業のための事業に出資をしている。同じことを綿においても行っている。

### サプライヤー支援について

M&Sへ木材・木材製品を供給している、インドネシアの3社は、TFTによるサプライ・チェーン構築の支援を自由に受けることができる。このコストはM&Sが肩代わりする。同社は、適切な木材調達の初期費用については支援し、その後はサプライヤーが自ら効率と改善を行いながら、自分で負担することになっているとしている。

## KWANTUM

Kwantum 社は、オランダで大手の家具・インテリア小売店で、シェアは壁紙で 35%、ガーデニング家具で 15%、一般家具で 10%、カーテンで 35%である。

取り扱っている木材製品は、ガーデニング家具、屋内用家具、壁紙、道具類、額縁など。ガーデニング家具については、100%FSC 材を利用している（昨年達成）が、その他の製品については 100%FSC に向けて取り組んでいる最中である。特に、壁紙は難しい。100%FSC を目指す一方、TFT を通して森林や工場を改善していくことも重要であると考えている。TFT の設立メンバーで、99 年から参加している。

ガーデニング家具の木材は、すべてブラジル産ユーカリで、ベトナムや一部インドネシアに運搬して加工し、入荷している。一般家具については、50%がヨーロッパ産、20%中国、30%がインドネシアとマレーシアである。

現在、一般家具の FSC 製品の割合は非常に低く、フローリングは 35%FSC だが、今年から TFT を通した取り組みを開始した。

FSC や TFT の木材を取り扱う利点については、サプライ・チェーンがより組織化されるとしており、最初はややコストがかかるが、長期的（4~6 年後）に利益を得るための長期的な投資であるとしている。ガーデニング家具については、以前よりマージンが小さくなったが、以前より多く売れるようになったとのこと。さらに、FSC や TFT の木材を取り扱う動機としては、消費者から Kwantum 社の商品は安いだけでなく、質もよく、環境や社会にもよいと思われたいということも挙げている。

なお、オランダでは、5 年前に FSC を知っている人は 1% だけだったが、現在では 35% に達している。同じ DIY 業界の他社や住宅建築会社も FSC 材を使い始め、金融機関も良い材だけに投資し始めたとのことである。オランダの市場のすでに 15~20% が FSC 材になっている。

サプライヤーについては、価格、質、包装、環境問題などについて評価している。木材についても、定期的に確認している。サプライヤーを評価するにあたっては、質問表は用いておらず、「内部情報システム」というソフトウェアを用いている。認証制度については、FSC しか利用していない。消費者が混乱するのを避けるためである。さらにちらしやテレビ CM を用いて、FSC や TFT が何であるかについて広報活動を行っている。

(5) NGO・NPO

「もし、グリーンピースが、『マークス&スペンサーはファンタスティックだ』と言ってくれれば、それは素晴らしいことだ。」

[Mike Barry, CSR, Marks & Spencer]

EUにおける本問題に関する、NGOの役割は大きい。上記のように、ほとんどの企業は、グリーンピースやFoEなどのNGOからのプレッシャーにより自社のサプライチェーン管理を開始している。NGOは消費者からの高い信頼を得ているため、NGOによるキャンペーンのターゲットとなることは自社の信用を落とすことにつながる。さらにNGOのアドバイスを得て、NGOによる制度を利用することにより、費用の削減と取り組みの効果向上を図っている。

一方、NGOは政府・企業のおきパートナーともなっている。政府関係者はNGOのプレッシャーを利用して、違法木材対策を進めている節もある。また、eiaのような現地（生産国）の違法木材の実態調査により、違法木材対策の必要性が理解され、対策が具体的かつ現実的になる。

また、注目すべきはTFTの存在である。TFTは、いわば企業が、信頼のおける熱帯材の購入のためにつくったNPOである。TTF及びTFTがインドネシアにおいて確立しようとしている合法性確認メカニズムは、透明性・独立性・客観性を担保した現実的な手法として政府、業界から大きな期待をもって見られている。

政府は、こうしたステークホルダーのコミュニケーションのための場・資金を提供し、ファシリテーターの役割も果たしていることが興味深い。

以下それぞれのNGO・NPOからの聴き取りの概要について記す。

**eia(Environmental Investigation Agency)**

「我々は、原産国における違法伐採の個々のケースを調査し、それを違法伐採をめぐる国際的な議論の場に持ち出すことにより、ともすれば抽象的になりがちな議論を現実に戻すことに寄与している。」[Sam Lawson, eia]

eiaは、野生生物の違法な貿易及び自然環境の破壊に対して、調査を実施し、それを公表し、キャンペーンを行うことを目的に1984年に設立されたNGOである。現在は、野生生物の違法貿易、違法伐採、オゾン破壊物質の取引などの環境犯罪について調査を行っている。EUにおけるNGOの状況、eiaの活動内容などについてSam Lawson氏からの聴き取り概要を以下に記す。

違法木材について、イギリスにおいてはNGOのグループが共同して政府・企業に働きかけている。Global Witnessはカンボジア、西アフリカ、FoEがインドネシアにおける製紙会社の施業、グリーンピースはアマゾン、eiaはインドネシア、マレーシアなどとある程度のすみわけができています。

## EU における議論の評価

違法伐採の問題は、UK から EU に移ってきている。NGO の中では、グリーンピースや WWF、Fern が中心となって活動している。現在の EU 行動計画の焦点は法制化である。原産国で違法に伐採された木材を EU で輸入・取引することを違法とするという法律が必要であると考え。議論を進める上で、確かに「合法性の定義」は難しい問題である。しかし、どのような法律も完璧ということはありません。この「違法性の定義」が難しいことを、法制化しないことの言い訳に使われるわけにはいかない。

## eia の活動

eia は、TELEPAK などの現地 NGO と共同で、インドネシアの違法伐採やマレーシアの違法取引の実態につき調査を行っている。また、違法伐採や認証された木材の購入推進に関する国際的な議論、イギリスにおける政府・産業・NGO の間で行われている議論に対し、インドネシアやマレーシアでどのようなことが実際に生じているのかというケース・スタディを提供している。

例えば、インドネシアの国立公園におけるラミンなどの違法伐採の現状について、「Above the Law」というレポートにまとめている。また、「Profiting from Plunder」においては、絶滅の危機に瀕する木材のマレーシアでの密輸の衝撃的な実態についてレポートしている。

さらに、草の根レベルの NGO に対するキャパシティ・ビルディングを行っている。ワークショップを開催して、違法材の調査手法、違法行為が明らかになったときの活動、ロビイングの方法などについてノウハウを共有している。

## FoE-UK

「1 年半前、政府の尻を叩く目的で行ったはがき・キャンペーンは、違法伐採をめぐる政策を促進する効果を生み、逆に政府関係者にはお礼を言われました。」 [Robin Webster, *Corporates Campaigner*, FoE-UK]

FoE は世界中に支部が 68 あり、FoE-UK においては 150 名のスタッフが働いている。FoE-UK は、持続可能な地域づくり、気候変動、森林、大気汚染と酸性雨、廃棄物削減、有害廃棄物、都市交通の改善等を実施している。森林保全に関しては、違法伐採問題に関するキャンペーンのほか、アブラヤシ・プランテーションの問題にも取り組んでいる。

FoE はイギリスで、森林に関してすでに 15 年以上、さまざまな活動を展開している。1990 年代においては、貴重なマホガニーの伐採を食い止めるため、輸入禁止にむけたボイコット運動を行った。その後、マホガニーは CITES に登録された。

FoE はまた、FSC を強くサポートし、その普及に関わっている。持続可能な木材の使用のためのガイド、「Good Wood Guide」を出版しており、これには危機に瀕する森林の状況、木材を買うときのチェックリスト、信用できるディーラーなどのリストが盛

り込まれている。グリーンピースや WWF などと、共同で政府への働きかけを行っている。

### グリーンピース UK

本問題に関してのグリーンピース UK の果たしてきた役割は大きい。「Partners in Crime」をはじめとするレポートにより、現地の状況をつぶさに紹介してきた。また、政府建物に侵入して、違法木材からできているドアを撤去するなど、派手なパフォーマンスで世論の注意を喚起してきた。グリーンピースの直接行動は、日本では眉をひそめられる向きも多いが、欧米においては、市民社会の政府への異議申し立てを代弁するものとして喝采を博してきた感がある。本問題に関して、一方での直接行動とキャンペーンをさかんに行う傍ら、地道な調査と広報活動により、イギリス社会において、「違法伐採木材、あるいは合法性が証明されていない木材を使うことのリスク」を政府・企業に肝に銘じさせることに成功してきたといえる。

### TFT (Tropical Forest Trust)

TFT は熱帯材の国際貿易の改善を使命としている。最終的には、生産者側の企業が FSC 認証を取得し、購入企業側がそれを購入することをめざし、その技術的支援を行っている。いわば、その過渡期にある森林や木材を、押し上げる役目を担っている。以下、聴き取り概要を記す。

#### TFT の活動

TFT は、本来のプロジェクトとして、木材流通のサプライチェーン調査と木材生産の森林管理調査及び改善支援を実施している。

一方で、TFT が改善支援をした結果、会員の FSC 材の購入が増えるほど TFT の収入が減るというジレンマがある。よって、新規会員の獲得も行っている。

TFT の収入は、会費が 75%、受注契約 10% (TFT の調査など)、財団 15% である。東南アジア (クアラルンプールとハノイ) に 16 人のスタッフがいる。

TFT の購入側の会員から、FSC 以外の製品の FoB 価格の 2% を TFT に支払ってもらっており、それを用いて生産側の会員の森林管理の改善に向けて支援を行なっている。

#### TFT の活動と他の制度との違い

TFT は、森林管理の状態を FSC 取得に向けて改善支援している。SGS の CSP (Certification Support Program) は、FSC 取得にあたってどのあたりにいるかを評価するだけで、改善支援はしない。認証制度の中では FSC が最も信頼できるもので、(例えば) PEFC や MTCC はそれより劣るものであると考えている。

## FERN (Forests and European Union Resource Network)

FERN は、1995 年、World Rainforest Movement により設立された NGO で、森林の保全及び持続可能な利用を促進している。現在、気候変動、森林認証、輸出信用機関、WTO、人権などに関するキャンペーンを実施している。

違法伐採分野においては、EU-FLEGT 行動計画の策定・実施に際しての、NGO 側の主要なアクターの一つであり、また、あまりに産業よりとなっている森林認証制度について警鐘を鳴らした「footprint in the forest」、EU における政府調達方針について記した「To Buy or Not to Buy: Timber procurement policies in the EU」(一部添付)などを発行している。

FERN においては、様々な認証制度への評価の聴き取りを行った。概要以下の通り。

ヨーロッパにおいては、現在、FSC、PEFC、AFS、CSA、SFI、CERFLOR、Certfor、MTCC の 8 つの制度がある。FSC 以外は、PEFC の理事会に参加しており、1 つの制度に統合しようという動きがある (AFS と CERFLOR については、PEFC に正式に参加申請している)。いくつかの制度は PEFC よりはるかに劣るので、PEFC は決めかねている状況である。

第三者監査については、すべての制度が設けており、SFI 以外は CoC を持っている。SFI が最も劣ると考えられる。多くのアメリカの林業会社はとて大規模で力が強い。アメリカ政府は規制をしたり、環境基準を立てたりする気がなく、基準がとて低い。これならどの会社でも満たすことができる。

AFS の基準もとて低い。第三者監査もあるし、CoC はよいものを持っているが、基準としては最低限のものである。

備考) FSC、PEFC、CSA、SFI の比較 (Behind the Logo を JATAN にて要約) は、以下に掲載している。 <http://www.jca.apc.org/jatan/pub/bookihou6.html>

(6) BRIK (インドネシア林産業活性化協会) について

BRIK とは、インドネシア林業省及び産業貿易省によって設立された団体で、産業界主導で運営されている。

すでに、ヨーロッパにおいて BRIK の輸出管理システムが紹介され、かつ 8 月 BRIK 関係者の来日も予定されていることから、BRIK のパフォーマンスについて聴き取りを行った。以下、各団体の発言要旨である。

「BRIK は NGO のみならず、最近政府や、EU 内の業界としての評価もいまひとつであるという印象を受けた。理由は、BRIK が産業のみから運営されていること、独立したモニタリングシステムがないことである。」[eia]

「BRIK の輸出認可の認証は書類ベースである。書類は買うことができるので、これは問題だ。BRIK がイギリスを訪問して政府・産業界にプレゼンを行った際に、我々は、データを公表すること、透明性を高めること、独立性を高めることの 3 点を求めた。」[DEFRA]

「BRIK のシステムは、透明性、独立性の観点からみて、十分なレベルには達していない。我々はインドネシアの中で、独立性、透明性、客観性の面から、十分なシステムを確立しようとしているのだが、日本が現在のレベルの BRIK をサポートすれば、なぜ EU はサポートしないかということになってしまう。BRIK のシステムには約 4,000 社が登録され、リジェクトしているのは 88 件に過ぎない。しかし、我々が行った調査 (Scoping Study) においては、16 社のうち 16 社とも合法とはいえないものであった。」[TTF]

「BRIK の合法性確認システムは、SKSHH (合法林産物証明書) を確認するものだが、これは不正利用が可能で、不正利用を発見することは難しい。」[TFT]

### 3. まとめ

今後、日本における違法木材の排除及び持続可能な木材調達の推進において、留意すべき点は以下の諸点であると考えられる。

- ・ ステークホルダー間のオープンな情報共有・意見交換が必要である。政府関連各省庁、産業界、NGO のステークホルダーの間のコミュニケーションを密にし、それぞれの行動の相乗効果を構築していくことが重要である。また、調査や基準づくりの重複を避けるために、他の消費国との情報交換を進めることも必要である。
- ・ 政府部門における持続可能な木材調達に関する方針の構築が喫緊の課題。これは直接的には公共事業における合法証明木材、認証木材使用の増加につながり、原産国及び国内の持続可能な林業経営の支援となる。間接的には民間部門における調達方針の策定の呼び水となることが期待される。
- ・ 原産国における合法性確認システム構築においては、他国とのダブルスタンダードにならないよう足並みをそろえることが必要である（EU が先行していることに留意）。採用にあたっては、透明性、独立性、客観性などの諸点を十分配慮し、信頼すべき第三者機関による監査や市民社会によるモニタリングが必要である。
- ・ 欧米などの業界団体・企業が採用している木材調達方針、質問状、チェックリストなどを参照しつつ、日本の業界・企業においては、紙・木材調達方針の策定を働きかけることが重要である。とりあえずは業界団体または個別の企業におけるモデル・ケースの構築が急がれる。

（所感）

今回の出張では、イギリス政府及び産業界の、日本の対策に関する期待をひしひしと感じた。我々3人の訪問に対し、政府関係者、業界、NGO を招いた円卓会議を用意し、DFID/DEFRA は、ほぼ1日かけて丁寧に欧州の状況を語ってくれたのには恐縮した。彼らにしてみれば、日本が例えばインドネシアから、出所の怪しい木材を買い続ける限り、インドネシアにおいての彼らの努力が水泡に帰す可能性が大きいのである。以下、今回の取材の中から、印象に残った言葉を引用して、結びに変えたい。

「日本は、違法木材問題を国政政治のレベルに持ち出すことに成功しました。私たちは小泉首相が国際社会において示した強いコミットメントを高く評価しています。そして、日本が、今後も私たちと歩調を併せてくれると信じています。ひとつ留意していただきたいのは、消費国は、産出国に同じメッセージを送るべきだということです。“信頼できる木材”の基準において、消費国がばらばらのメッセージを産出国に送ることは望ましいことではありません。」[Hugh Speechly, Programme Co-ordinator, FLEG, DFID]

「インドネシアの日本向けの木材輸出量は、イギリスの数倍です。すなわち、日本の市場の行動は、それだけ大きな影響をもっていることになります。ですから、私たちとしては、ぜひ日本の業界と歩調をあわせてこの問題に取り組んでいきたいと考えています。」[Andy Roby, Acviser, Coporate Social Responsibility, Timber Trade Federation]

以上

（文責：満田）



#### 4. 添付資料

##### EU-FLEGT 行動計画について

###### 概要

EU-FLEGT 行動計画は、EU 諸国が不法伐採問題に取り組むための政策を明らかにしたものであり、以下の事項を含んでいる。

- 木材原産国のガバナンス向上及び能力形成を支援する。

支援は主として以下に焦点を当てるものとされている。

- 原産国における信用における証明システムの開発
- 森林の所有、状況、法的位置付けなどに関する正確な情報の提供による透明性の向上
- 現在の法令を施行し、ガバナンスの改革を行い、違法伐採に関する複雑な状況に対処するための政府諸機関及びその他の機関の能力向上
- 森林法監督官庁、警察、税関、司法の連携による法の施行能力の強化
- 森林管理への促進要因及び森林犯罪の抑制要因を確保するための政策改革の支援

- 「自主的パートナーシップ合意 ( Voluntary Partnership Agreement )」を原産国と締結し、EU 市場から違法伐採木材を排除する。

自主的パートナーシップ合意 ( VPA ) は、原産国 ( FLEGT パートナー諸国 ) と EU との間に締結される自主的な二国間協定である。VPA は、双方の国における違法伐採に対処するための行動へのコミットメントで構成される。現在のところ、たとえ税関において違法木材であると認識されたとしても、これを EU 市場に入ってくることを妨げる法的な手段はない。VPA においては、原産国が発行したライセンスを使用することにより、合法的な木材を識別するアプローチを提供する。さらに、EU における法制化により、税関が、原産国からの合法木材を通過させ、証明されていない (そして潜在的に違法である) 木材を排除することが可能となる (次頁参照)。

- EU における違法伐採木材の消費を削減し、EU の諸機関による投資が、違法伐採の原因とならないようにする。

行動計画においては、以下のような EU 内における合法的な木材の使用の促進が盛り込まれている。

- EU 諸国が、合法で持続可能な森林からの木材の使用促進のための手段を明確にし、最近改定された「EU 公的調達法」( EU public procurement legislation ) を参照することを奨励する。
- 企業の社会的責任 ( CSR ) の原則に基づき、産業界における責任ある木材調達を行うことを奨励する
- 銀行や金融機関が森林部門への融資を行う際、環境社会的な観点からのデュー・デリジェンスを行うことを奨励する。

EU は、重要な木材輸出入国との対話を継続し、違法木材の取引を制限するためのより包括的な枠組みを開発する。また、違法伐採への EU への輸入を制限するための法制化の可能性も含め、欧州委員会は、本行動計画をサポートするための更なる手段について検討する。

## 自主的パートナーシップ合意（VPA）について

（想定される内容）

VPA は、原産国（パートナー諸国）の違法伐採に対処する能力を高め、違法木材が EU 市場に入ってくることを阻止するためのメカニズムを提供することを目指すものである。

VPA を締結するにあたり、EU は関心を有する諸国と詳細な議論を行い、原産国諸国がどのように合法性を定義し、証明するかについて確認する。パートナー諸国の状況により、VPA の詳細は異なってくるが、一方で、基本的に共通する部分もある。すなわち、すべてのパートナー諸国は、合法性の定義について合意し、輸出する木材が合法であることを証明できる信頼できる法的・行政的な手段を有するか、または構築することをコミットしなければならない。

これは以下のことを意味する。

- 矛盾せず、理解可能・執行可能で、持続可能な森林経営をサポートする適用可能な森林法が存在すること。
- 林業施策が関連する法律に適合することを確認し、また生産地から輸出地点まで木材を追跡することが可能とする信頼できる技術的・行政的なシステムが構築されていること。
- 法的に伐採された木材の輸出を許可する手続きが構築されていること。

これらを構築するにあたり、市民社会の関与は不可欠であり、ステークホルダーとの広範囲にわたる協議が必要となってくる。

パートナー諸国を支援するため、EU は、VPA の中に技術的資金的な支援を盛り込む場合もある。また、EU は、パートナー諸国が FLEGT 関連活動を他の持続可能な森林経営を目指すイニシアティブと統合することを支援する。

本行動計画の中で提案しているライセンスは、solid wood products（丸太・製材）に限定される。しかし適用可能な範囲で、他の木材製品にも拡大することができる。

（原産国にとって何が利点になるか）

VPA 及びライセンスング・スキームは以下の点で原産国にとって利点となるとしている。

- ・ 合法であると証明された木材への需要が増大し、証明されていない木材を排除する傾向にある EU 市場へのアクセスが向上する。
- ・ ライセンシング・スキームを運営する以上の税収の増加が見込める。
- ・ FLEGT の関連分野において、EU からの開発支援の優先順位が高まる。
- ・ 違法伐採に対処する追加的なツールを開発できる。
- ・ 持続可能に経営されている森林からの認証木材を追跡し、証明するためのメカニズムの基盤が整う。

VPA を選択しなかった諸国については、EU からの違法木材排除を行うための枠組みにより、何ら影響をうけるものではないとされている。しかし、EU 市場が合法であると確認された木材を志向した結果、シェアが小さくなる可能性はある。

**UK Government Timber Procurement Policy – Timber Procurement Advice Note (抜粋)**

<http://www.ttf.co.uk/forests/responsible/DefraTimberAdviceRevised%2028%20Jan%2004.pdf> 参照





## A Proposal for a Common Auditing Framework (TTF)

(データ版省略)



**Timbmet 社のサプライヤー・アセスメントのための質問状**

(データ版省略)







## 参考資料

- EU-FLEGT Action Plan  
[http://europa.eu.int/comm/development/body/theme/forest/initiative/docs/Doc1-FLEGT\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/development/body/theme/forest/initiative/docs/Doc1-FLEGT_en.pdf)
- UK GOVERNMENT TIMBER PROCUREMENT POLICY Timber Procurement Advice Note  
January 2004 (Rev 1)  
<http://www.ttf.co.uk/forests/responsible/DefraTimberAdviceRevised%2028%20Jan%2004.pdf>
- TTF Responsible Purchasing Policy alpha version  
<http://www.ttf.co.uk/forests/responsible/>
- TTF Good Wood, Good Business  
<http://www.tropicalforesttrust.com/reports-docs/GWGB.pdf>
- To Buy or Not to Buy:, Timber procurement policies in the EU, FERN, January 2004  
<http://www.fern.org/pubs/reports/procure.pdf>

フェアウッド・キャンペーン&JATAN 共同調査  
欧州の持続可能な木材調達戦略  
政府・業界・企業・NGOの取り組み(案)  
2004年7月

中澤 健一 / 国際環境 NGO FoE Japan  
小浜 崇宏 / JATAN (熱帯林行動ネットワーク)  
満田 夏花 / (財)地球・人間環境フォーラム

連絡先:(財)地球・人間環境フォーラム  
東京都港区虎ノ門1-18-1(〒105-0001)  
Tel. 03-3592-9735 Fax. 03-3592-9737

URL JATAN : <http://www.jca.apc.org/jatan/>  
フェアウッド・キャンペーン : <http://www.fairwood.jp/>